

1.趣旨

この奨学金は、社会に有用な人材を育成することを目指し、現在、学生及び生徒で成績優秀者、品行方正でありながら、経済的理由により修学が困難な者でスポーツ（全般）を行っている方に対し、下記の通り給与するものです。

2.給与対象

- (1)国内外において修学が困難な者でスポーツ（全般）を行っている方を対象とします。
- (2)修学及びスポーツ（全般）に直接要する費用を給与します。

3.応募資格

- (1)日本国内の大学、大学院、高等専門学校又は高等学校に在学している者。

※注釈 1.「この奨学生募集は、個人応募はできず、大学の学校長又は所属する学部・クラブ等組織の代表者からの推薦による募集である」

- (2)本奨学生となった場合、他の奨学金等を受けていないこと。（返済奨学金の交付は除く。）
- (3)修学及びスポーツ（全般）のために、特に経済的な支援を必要とする者
- (4)心身共に健康である者

4.採用人員

本年度の奨学生の採用人員は、3～5名を想定しています。

5.奨学金の額と支給の方法

・奨学金の支給額

- (1)大学又は大学院に在学する者 月額 30,000 円
- (2)高等専門学校に在学する者 月額 20,000 円
- (3)高等学校に在学する者 月額 20,000 円

- ・支給期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（更新あり）
（決定後遡って支給いたします。）

- ・奨学金の支給方法 奨学金は年2回に分け、本人指定の銀行口座へ送金します。

6.奨学金支給の期間

奨学金を給与する期間は、それぞれの定める期間とします。ただし、第2学年以降の学年において奨学生となった者については、当該の方が当該学校を卒業するのに必要な最短の修業期間とします。

- (1) 高等学校…3年間

(2) 高等専門学校…5年間

(3) 大学（支給対象 3年生、4年生に限る）及び大学院に在籍する者…2年間

7.奨学金の停止

- (1) 病気その他の事由により勉学を継続する見込みのない場合。
- (2) 学業成績不良の場合。
- (3) 在学学校で処分を受けて学籍を失ったとき
- (4) 支給期間内に卒業した場合。（奨学金の支給は終了した月まで）
- (5) 財団の定めや報告会への参加等が著しく不履行な場合。

8.提出書類（書類は返却しません）

※書類不備の場合は選考対象外となります。

- (1) 奨学生願書（所定用紙）顔写真を貼付する（未記入の個所がないよう注意して下さい。）
- (2) 推薦書（「大学等の学校長」等、所属する組織の代表者による。ワープロ可。様式は申請書のフォーマット通り）
- (3) 成績証明書
- (4) 課税証明書又は非課税証明書（市区町村が発行するもの）
- (5) 健康診断書
- (6) 結果連絡用の返信封筒
（定形封筒）1枚（110円切手貼付、自分の住所氏名記入）
※長さ 14～23.5×幅 9～12 cm

9.提出期間

令和8年6月1日～6月30日まで（当日消印有効）

10.提出先

〒121-0061 東京都足立区花畑 5-14-1

公益財団法人 サンベルクス真澄財団 奨学金申込係

11.決定及び通知

奨学生の採否の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を行い、選考結果を理事会にて審議し決定いたします。その結果については文書にて、各申請者に連絡致します。

又、面接を実施する場合があります。

12.奨学生の義務

- (1) 奨学金返済の義務はありません。
- (2) 学業に励み、健康に留意し、奨学生にふさわしい態度と行動をとること。
- (3) 本財団の奨学給与規程を守り、本財団及び学校の指示に従い必要な手続きを怠りなくする者となります。

13.その他

提出された書類は当財団事務局及び選考委員会以外に公表されることはありません。